別表 １(第３条第２項)

加入金徴収基準及び払込の方法

　１　加入金徴収基準　　　　　　個　人　　　５,０００円

　　　　　　　　　　　　　　　　法　人　　１０,０００円

　２　加入金の払い込みの方法　　現金又は振込み

《取扱金融機関》　中国銀行

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　トマト銀行

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　備北信用金庫

 ＪＡびほく

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＪＡ岡山　　　の各本支店

別表 ２(第４条）

会費の徴収基準、払込みの方法及び納期

　１　会費徴収基準

　　　（１）【基本割】

|  |  |
| --- | --- |
| 会　員　区　分 | 金額(円/年) |
| ①個人 | 　８,０００ |
| ②株式会社以外の法人 | １５,０００ |
| ③株式会社 | １８,０００ |
| ④特別会員 | ３０,０００ |
| ⑤定款会員（青年部、女性部の部長、副部長に限る。） | 　　　　　　　　　　２,０００ |

　　　【労災保険割・雇用保険割】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （２）労災保険割人数区分（逓減式方式） | 金額(円/年)１人当たり | （３）雇用保険割人数区分（逓減式方式） | 金額(円/年)１人当たり |
| ①１人　　～　５人まで | 　@５００ | ①１人　　～　５人まで | 　@５００ |
| ②６人 ～１０人まで | 　@４８０ | ②６人 ～１０人まで | 　@４８０ |
| ③１１人　～１５人まで | 　@４６０ | ③１１人　～１５人まで | 　@４６０ |
| ④１６人　～２０人まで | 　@４４０ | ④１６人　～２０人まで | 　@４４０ |
| ⑤２１人　～３０人まで | 　@４２０ | ⑤２１人　～３０人まで | 　@４２０ |
| ⑥３１人以上 | 　@４００ | ⑥３１人以上 | 　@４００ |

※（１）基本割＋（２）労災保険割＋（３）雇用保険割の合計金額を会費とする。

但し、特別会員の内、共済継続特別会員の会費は、年額１，０００円とする。

※共済継続特別会員（任意脱退の場合は対象としないなど所定の入会要件を満たした者）とは、法定会員脱退後に全国商工会会員福祉共済の加入継続のみのために会員資格の継続を希望する者を言う。

２　会費の払込み方法　原則として金融機関振替とする。

　　　　　《取扱金融機関》　中国銀行　・　トマト銀行　・　備北信用金庫

　　　　　　　　　　　　　　岡山市農業協同組合　・　びほく農業協同組合の各本支店

　３　会費の納期　７月末日

　　　　　ただし、年度途中で加入するものは入会と同時にその年度分の会費を納入しなければならない。